

2026年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ プ コ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 辻 本 春 弘  
(コード番号：9697 東証プライム)  
問 合 せ 先 広 報 IR 室 長 岡 田 良 平  
電 話 番 号 (06) 6920-3623

## 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度を以下のとおり改定（以下、「本改定」という）し、本改定に関連する議案を2026年6月18日に開催予定の定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 本改定の目的

当社は、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）について、当社グループの中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、安定的な利益成長に向けたインセンティブを拡大するとともに、株主の皆様とより一層の価値共有を図ることなどを目的として、報酬制度を見直すことといたしました。

### 2. 本改定の全体像

本改定は、以下のIからIVまでを内容とするものです。

- I. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する金銭賞与の報酬額改定（以下、「本改定I」という）
- II. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間1年）の導入（以下、「本改定II」という）
- III. 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度（評価対象期間3年）の報酬枠改定（以下、「本改定III」という）
- IV. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入（以下、「本改定IV」という）

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬制度について、現行制度と本改定後の制度の概要等は、下表のとおりです。

【取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）の現行の報酬制度と改定の概要】

報酬の種類			概要	現行	改定後	改定の有無	
固定報酬	金銭	基本報酬	報酬額 (株主総会決議枠)	年額 8 億円以内	年額 8 億円以内	改定なし	
業績連動報酬 (変動報酬)	短期	金銭	報酬額 (株主総会決議枠) 【本改定 I】	年額 8 億円以内	年額 15 億円以内	改定あり	
		株式	業績連動型 株式報酬	1 年 評価	制度導入 【本改定 II】	—	年額 8 億円以内 かつ 年 64 万株以内
	中長期	株式	3 年 評価	報酬枠 (株主総会決議枠) 【本改定 III】	年額 8 億円以内 かつ 年 200 万株以内	年額 15 億円以内 かつ 年 120 万株以内	改定あり

(注) 本改定 I から III は、目標の達成度等に応じて金銭または当社の普通株式（以下、「当社株式」という）を支給または交付するものであり、上記改定時点では、対象となる取締役に対して当該金銭または当該株式を支給または交付するか否か、および支給する金額または交付する株式数は確定しておりません。

【社外取締役（監査等委員である取締役を除く）の現行の報酬制度と改定の概要】

報酬の種類			概要	現行	改定後	改定の有無
固定報酬	金銭	基本報酬	報酬額 (株主総会決議枠)	年額 1 億円以内	年額 1 億円以内	改定なし
変動報酬	株式	譲渡制限付株式報酬 (非業績連動)	制度導入 【本改定 IV】	—	年額 50 百万円以内 かつ 年 4 万株以内	新規導入

(注) 本改定 IV は、毎年、対象となる社外取締役に譲渡制限を付した当社株式を交付し、当該社外取締役が当社取締役会で定める一定の期間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件に、当該地位をいずれも喪失した時点をもってその譲渡制限が解除されることとなる非業績連動の株式報酬であります。

以下では、各改定の概要をご説明いたしますが、本改定後の報酬制度の対象となる当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）を「対象取締役」、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を「対象社外取締役」とそれぞれ呼称することといたします。

### 3. 各改定の概要

#### (1) 本改定 I の概要

当社は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する金銭報酬について、基本報酬（固定報酬）の報酬額を年額9億円以内（うち社外取締役は1億円以内）とすること、および当該基本報酬とは別枠で、対象取締役に対する金銭賞与（変動報酬）の報酬額を年額8億円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

本改定 I は、上記の金銭賞与の報酬額を年額15億円以内と改定するものです。

#### (2) 本改定 II の概要

本改定 II は、対象取締役に対し、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において既に導入済みである評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度（本改定 III）とは別枠で、当社グループの経営目標である「毎期10%営業利益増益」の達成と安定的な利益成長に向けたインセンティブを高め、株主の皆様との一層の価値共有を図るため、新たに評価対象期間を1年とする業績連動型株式報酬制度（以下、「新制度 A」という）を導入するものです。

新制度 A の概要は、次の「<新制度 A の概要>」のとおりですが、新制度 A に基づき支給される業績連動型株式報酬（評価対象期間1年）（以下、「本業績連動型株式報酬」という）は、対象取締役に対し、毎年4月1日から翌年3月31日まで（1事業年度）の期間（以下、「本評価対象期間」という）中の目標の達成度等に応じて算定される数の当社株式を本評価対象期間終了後に交付する業績連動型の株式報酬であります。

したがって、本業績連動型株式報酬は、業績目標の達成度等に応じて当社株式を交付するものであり、新制度 A の導入の時点では、各対象取締役に対して当該株式を交付するか否かおよび交付する株式数は確定しておりません。

#### <新制度 A の概要>

##### ① 譲渡制限付株式割当契約の内容

本業績連動型株式報酬としての当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役（当社の取締役会決議の日において当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にある対象取締役に限る）との間で譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約 A」という）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

ア. 対象取締役は、本割当契約 A により割当てを受けた当社株式（以下、「本割当株式 A」という）について、本割当株式 A の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

イ. 対象取締役による法令、社内規則または本割当契約 A の違反その他の理由により、当社が本割当株式 A を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当した場合、当社は本割当株式 A を無償で取得する。

## ② 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、本業績連動型株式報酬として、本評価対象期間における業績指標の成長度等に応じて譲渡制限付株式 (RS) の交付等を行うものとします。

譲渡制限付株式 (RS) の交付は、下記の (i) または (ii) の方法によります。

- (i) 取締役の職務執行の対価として、募集株式の引換えとして金銭等の給付を要せず無償で当社株式を割り当てる。
- (ii) 当該対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社株式を割り当てる。

なお、上記 (i) の方法による場合の対象取締役の報酬額および上記 (ii) の方法による場合に対象取締役が割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値 (同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値) を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

## ③ 新制度 A の報酬額等の上限

本業績連動型株式報酬として対象取締役への譲渡制限を付した当社株式 (以下、「譲渡制限付株式 (RS)」という) の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額は、年額 8 億円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年 64 万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数 (2026 年 4 月末現在の発行済株式総数から「株式付与 ESOP 信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数) に対する割合は 0.15% であります。ただし、当社株式の株式分割 (当社株式の無償割当てを含む) または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

#### ④ 新制度Aにおける業績連動型株式報酬の算定方法

各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）の数は、下記の算定式に従って算定いたします。

##### 【算定式】

$$\boxed{\text{各対象取締役に交付する譲渡制限付株式（RS）数}} = \boxed{\text{基準株式数（①）}} \times \boxed{\text{連結営業利益の前年度比に応じた係数（②）}}$$

- ・「基準株式数」(①)は、対象取締役の本評価対象期間における金銭賞与額に応じて当社取締役会において決定いたします。
- ・「連結営業利益の前年度比に応じた係数」(②)は、本評価対象期間における連結営業利益の成長率に基づき、対象取締役の役位、職責等を踏まえて当社取締役会で定める係数に応じて、0%から60%までの範囲で算定いたします。

#### ⑤ 本業績連動型株式報酬を受ける権利の喪失およびクローバック

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本業績連動型株式報酬を受ける権利を喪失することといたします。

また、対象取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、重大な不正行為、不正行為を理由とする決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った本業績連動型株式報酬の全部または一部を返還するものとします。

#### ⑥ 今後の新制度Aの改定について

業績評価指標、算定方法その他の新制度Aの内容等については、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

### (3) 本改定Ⅲの概要

当社は、2024年6月20日開催の第45期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬枠および対象取締役に対する金銭賞与枠とは別枠で、対象取締役における評価対象期間を3年とする業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠について、対象取締役への譲渡制限付株式（RS）の交付または交付のために支給される金銭報酬債権の総額を年額8億円以内とすること、および交付する当社株式の総数を年200万株以内とすることにつき、ご承認いただいております。

本改定Ⅲは、業績連動型株式報酬制度（評価対象期間 3 年）に係る報酬枠を年額 15 億円以内、および同制度に基づき対象取締役に交付する当社株式の総数を年 120 万株以内と改定するものです。

#### (4) 本改定Ⅳの概要

当社は、2024 年 6 月 20 日開催の第 45 期定時株主総会において、対象社外取締役に対する報酬制度を基本報酬（金銭報酬）のみとし、その報酬額については、年額 1 億円以内とすることにつき、ご承認いただいております。

本改定Ⅳは、対象社外取締役の報酬制度について、上記の基本報酬枠とは別枠で、客観的かつ独立した立場からの当社経営の監督と株主の皆様との価値共有の観点から、新たに譲渡制限付株式報酬に係る制度（以下、「新制度 B」という）を導入するものです。新制度 B の概要は、次の「<新制度 B の概要>」のとおりです。

##### <新制度 B の概要>

###### ① 譲渡制限付株式の割当方法等

当社は、譲渡制限付株式報酬として、当社の取締役会決議に基づき、対象社外取締役に対し、譲渡制限付株式（RS）の交付等を行うものとします。

譲渡制限付株式（RS）の交付は、下記の (i) または (ii) の方法によります。

- (i) 対象社外取締役からの募集株式の引換えとしての金銭等の給付を要せずに、取締役の職務執行の対価として、当社が無償で当社株式（譲渡制限付株式）を割り当てる方式（以下、「無償交付方式」という）
- (ii) 対象社外取締役が当社から報酬として支給される金銭報酬債権の全部を現物出資し、当社が当社株式（譲渡制限付株式）を割り当てる方式（以下、「現物出資方式」という）

なお、無償交付方式による場合の対象社外取締役の報酬額および現物出資方式による場合に対象社外取締役が割当てを受ける当社株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象社外取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

② 譲渡制限付株式報酬の上限

新制度 B として対象社外取締役への譲渡制限付株式 (RS) の交付または交付のために支給される金銭報酬債権 (現物出資方式による場合に限る) の総額は、基本報酬枠 (年額 1 億円以内) とは別枠で、無償交付方式および現物出資方式をあわせて、年額 50 百万円以内といたします。

また、交付する当社株式の総数は年 4 万株以内とし、当該株式数の発行済株式総数 (2026 年 4 月末現在の発行済株式総数から「株式付与 ESOP 信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数) に対する割合は 0.01% であります。ただし、当社株式の株式分割 (当社株式の無償割当てを含む) または株式併合が行われた場合その他発行または処分される当社株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整いたします。

③ 対象社外取締役への具体的な支給時期および配分

各対象社外取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会の審議・答申を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

④ 対象社外取締役が日本国非居住者である場合

当社は、新制度 B による金銭報酬債権額および割当株式数を決定する取締役会の時点で対象社外取締役に日本国非居住者がいる場合には、新制度 B に基づき交付される譲渡制限付株式 (RS) の割当てを行う代わりに、金銭報酬の報酬枠の範囲内で、当該対象社外取締役に対して金銭報酬 (株価連動型金銭報酬 [ファントムストック] を含む) を交付することができるものといたします。

⑤ 譲渡制限付株式割当契約の内容

新制度 B としての当社株式の発行または処分に当たっては、当社と対象社外取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約 (以下、「本割当契約 B」という) を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

ア. 対象社外取締役は、本割当契約 B により割当てを受けた当社株式 (以下、「本割当株式 B」という) について、本割当株式 B の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの期間 (以下、「譲渡制限期間」という)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下、「譲渡制限」という)。

イ. (a) 対象社外取締役による法令、社内規則または本割当契約 B の違反その他の理由により、当社が本割当株式 B を無償取得することが相当であると当社取締役会で定める事由に該当し

た場合、および、(b) 対象社外取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下、「役務提供期間」という）が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位をいずれも喪失した場合（当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除く）、当社は本割当株式 B を当然に無償で取得する。

ウ．当社は、対象社外取締役が、役務提供期間の間、継続して、上記イ．に定めるいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式 B の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象社外取締役が、上記イ．に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記イ．に定める地位をいずれも喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式 B の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

エ．当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記ウ．の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式 B を当然に無償で取得する。

オ．当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、その他当社取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の本割当株式 B について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

カ．上記オ．に規定する場合においては、当社は、上記オ．の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式 B を当然に無償で取得する。

キ．本割当契約 B における意思表示および通知の方法、本割当契約 B 改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約 B の内容とする。

#### ⑥ 譲渡制限付株式報酬を受ける権利の喪失およびクローバック

対象社外取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、譲渡制限付株式報酬を受ける権利を喪失することいたします。

また、対象社外取締役は、指名・報酬委員会での審議・答申の結果を踏まえて当社取締役会で定めるところにより、当該対象社外取締役が重大な不正行為に関与し、当該不正行為を理由とす

る決算修正または重大な会計上の誤りによる決算修正が発生した場合、当該事業年度およびその前の3事業年度において受け取った譲渡制限付株式報酬の全部または一部を返還するものとします。

⑦ 今後の新制度Bの改定について

新制度Bの内容等については、事業環境の変化等に応じて、指名・報酬委員会に諮問のうえ、取締役会決議により、適宜変更する可能性があります。

【ご参考】

1. 対象取締役の報酬制度の概要（改定後時点の予定）

報酬の種類と内容			報酬支給の意義・目的	評価指標等	算定式等
改定前	改定後				
種別	種別	構成			
基本報酬	基本報酬	金銭 35%程度	役位・職責等に応じた 堅実な職務遂行	—	役位・職責等に応じた報酬
金銭賞与	金銭賞与	金銭 35%程度	事業年度ごとの当社グループの 業績向上に対する インセンティブ	連結営業利益 (前年度比)	前年度の金銭報酬 × (1+連結営業利益の前年度に対する増減率) × 基本報酬の前年度比 - 当年度の基本報酬
業績連動型 株式報酬 (3年評価)	業績連動型 株式報酬 (1年評価)	株式 12.5%程度	「每期10%連結営業利益増益」による 安定的な利益成長へのインセンティブ	連結営業利益 (前年度比)	当年度の金銭賞与 × 連結営業利益の前年度比に応じた係数
	業績連動型 株式報酬 (3年評価)	株式 17.5%程度	中長期的な業績と企業価値向上への インセンティブ	親会社株主に 帰属する当期純利益 (3年累計) TSR (TOPIX比較)	評価対象期間開始年度の基本報酬×50% × 業績等成長目標達成度 × 3年間の株価上昇率

(注) 1. TSR：Total Shareholder Return（株主総利回り）の略。キャピタルゲインと配当を合わせた、株主にとっての総合投資利回り。

2. 「改定後」に記載の構成割合については、2027年3月期において当社グループの経営目標である連結営業利益10%増益が達成された場合の代表取締役の報酬構成であります。なお、会社業績および当社株式の株価の変動等に応じて割合は変動いたします。

## 2. 対象社外取締役の報酬制度の概要（改定後時点の予定）

報酬の種類と内容			報酬支給の意義・目的	支給条件として用いる評価指標等	算定式等
改定前	改定後				
種別	種別	構成			
基本報酬	基本報酬	金銭 75%程度	客観的かつ独立した立場から 当社経営を監督	—	役割・責務に応じた報酬
	譲渡制限付 株式報酬 (非業績連動)	株式 25%程度	中長期的な企業価値向上への インセンティブ	対象期間中の在任	固定額（非業績連動）

（注）「改定後」に記載の構成割合については、2027年3月期における各対象社外取締役の報酬の割合であります。

なお、改定後の報酬制度に基づき取締役（監査等委員である取締役を除く）に付与される当社株式数（1年間あたりに付与される最大の株式数）は、合計年188万株以内であり、当該株式数の発行済株式総数（2026年4月末現在の発行済株式総数から「株式付与ESOP信託口」が保有する当社株式を含む自己株式を控除した数）に対する割合（希薄化率）は、約0.45%であります。

以 上